

# 重 要 事 項 説 明 書

「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第1章第5条第17項より抜粋

(令和7年4月1日改定版)

グループホームめぞん・ぽぷら

## はじめに

当法人は、国が定める『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）』に基づき、『指定共同生活援助サービス』の利用契約を締結する入居者又はその家族等（以下「契約者」という。）に対し、重要事項を説明いたします。

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### （事業の目的）

第1条 「特定非営利活動法人 精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下「事業者」という。）が設置する「指定共同生活援助事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、世話人、生活支援員、計画作成担当者（以下「従業者」という。）が障害者（以下「入居者」という。）に対し適切な共同生活援助サービスを提供する事を目的とします。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて作成した個別支援計画（以下、「共同生活援助計画」という。）に基づき、共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。

2 事業の実施にあたっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守します。

### （法人及び事業所の概要）

第3条 事業を行う法人の概要は以下の通りです。

①法人の名称	特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
②所 在 地	〒097-0004 北海道稚内市緑 6 丁目 16 番 9 号
③電 話 番 号	0162-24-0559
④F A X 番 号	0162-24-0559
⑤メ ールアドレス	npo_seishin@eos.ocn.ne.jp
⑥ホ ームペ ージ	<a href="https://www.city-wakkanai.hokkaido.jp">https://www.city-wakkanai.hokkaido.jp</a>
⑦法 人 役 員	理 事 長 菅原 貴 副理事長 木村 晃知 理 事 赤川 裕見子 監 事 船水 博
⑧設立年月日	平成 15 年 4 月 7 日(NPO 認証) 平成 15 年 4 月 8 日(法人登記)
⑨法 人 番 号	5450005003031
⑩所 轄 庁	稚内市

## 2 共同生活住居（主たる住居）の概要は以下の通りです。

①住居の名称	グループホームめぞん・ぽぶら
②事業の種別	指定共同生活援助事業（グループホーム）
③所 在 地	〒097-0011 北海道稚内市はまなす 2 丁目 12 番 5 号
④電 話 番 号	事務所 0162-73-4001 公衆電話 0162-34-9098（利用者用）
⑤F A X 番 号	0162-73-4621
⑥メールアドレス	npo_poplar@tuba.ocn.ne.jp
⑦ホームページ	<a href="https://www.city-wakkanai.hokkaido.jp">https://www.city-wakkanai.hokkaido.jp</a>
⑧管 理 者 等	管理者 菅原 貴 サービス管理責任者 木村 晃知
⑨開設年月日	平成 15 年 12 月 21 日（精神障害者共同住居として事業開始） 平成 18 年 10 月 1 日（障害者自立支援法施行に伴い指定申請）
⑩施設の概要	建物構造 木骨サイディング張金属板葺 2 階建て 用地面積 1,529.47 m <sup>2</sup> （稚内市からの賃借） 建物面積 延 228.97 m <sup>2</sup> （1 階床 120.49 m <sup>2</sup> ・2 階床:108.48 m <sup>2</sup> ）
⑪所 轄 庁	北海道
⑫事業所番号	0126700145
⑬指定有効期間	令和 6 年(2024) 10 月 1 日から令和 12 年(2030) 9 月 30 日まで

## 第 2 章 職員の種類、員数及び職務内容

### （職員及び職務内容）

第 4 条 事業所の職員及び業務内容は、国が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）」に従い、次のとおりです。

#### （1）職務内容

##### （a）管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

##### （b）サービス管理責任者

サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、共同生活援助計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行います。

##### （c）世話人

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行います。

##### （d）生活支援員

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行います。（例えば、入浴や排泄、食事などの介護や家事、その他の日常生活上の援助を提供します。）

## (2) 職員数（令和7年4月1日現在）

当該事業所は雇用契約上の常勤職員4人、非常勤職員1人（計5人）により以下の職種に従事し、それぞれが運営基準で必要とされる数以上を確保しています。

(a) 管理者 1人（当該事業所では他の職種と兼務しています。）

【運営基準】1（常勤）※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可

(b) サービス管理者 1人（当該事業所では他の職種と兼務しています。）

【運営基準】利用者数30人以下の場合は1人以上、利用者数31人以上は1人に、30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(c) 世話人 2人（常勤・兼務が2人）

【運営基準】常勤換算で、利用者数（前年度の一日あたりの平均数）を6で除した数以上

(d) 生活支援員 3人（常勤・専従が2人、非常勤・兼務が1人）

【運営基準】常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計以上

- ①障害支援区分3に該当する利用者数を9で除した数
- ②障害支援区分4に該当する利用者数を6で除した数
- ③障害支援区分5に該当する利用者数を4で除した数
- ④障害支援区分6に該当する利用者数を2.5で除した数

## (3) 職員（令和7年4月1日現在）

勤務区分	職種	氏名
常勤	管理者・世話人	菅原 貴（すがわら たかし）
常勤	サービス管理責任者・世話人	木村 晃知（きむら あきとも）
常勤	生活支援員	菅原はるみ（すがわら はるみ）
常勤	生活支援員	藤江 育子（ふじえ いくこ）
非常勤	生活支援員	前端 明美（まえはた あけみ）
－	－	－
－	－	－
－	－	－

2 午後10時00分から午前5時00分の間に夜間支援従事者を1名以上配置します。

当該事業所では、常勤職員4人がシフト制により毎夜2人体制で夜間支援（夜間時間帯に必要な支援、相談、介護）を行います。

3 当事業所では、高齢（65歳以上）や障害が重度（支援区分4以上）であることが理由で、日中を事業所外で過ごすことが困難な利用者、又は、心身の不調等のため、サービス利用計画上の日中活動等を休み事業所内で過ごす利用者などに対応するために、人員配置基準上必要な世話人・生活支援員に加え「日中支援従事者」を配置します。

なお、配置する時間帯び時間数は、日中活動等のため事業所外で過ごす予定の利用者の日中活動等の状況や実績等を踏まえ、午前9時00分から午前11時00分までの2時間とします。

#### 4 サービス管理責任者は、次の各号の業務を行います。

- ① 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- ② アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。
- ③ アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うこと。
- ④ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。
- ⑤ 共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、当該利用者の生活に対する移行等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるこ。
- ⑥ 共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- ⑦ 共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付すること。
- ⑧ 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。
- ⑨ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- ⑩ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- ⑪ 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

### 第3章 営業日及び営業時間

#### (事業実施日及び実施時間)

第5条 事業所の事業実施日（営業日）は年中無休です。

2 援助サービス提供時間は以下を基本とします。（支援の必要性等により変更の場合あり）

- （1）世　　話　　人　午前9時00分から午後8時00分の間（曜日により不在の時間帯あり）  
　　　　　　午後5時00年から午後10時00分（年間を通じて毎日）  
　　　　　　※年間を通じて午前5時00時から午前9時00分の間は不在です。
- （2）生　　活　　支　　援　　員　午前9時00分から午後8時00分の間（曜日により不在の時間帯あり）  
　　　　　　午後5時00年から午後10時00分（年間を通じて毎日）  
　　　　　　※年間を通じて午前5時00時から午前9時00分の間は不在です。
- （3）夜間支援従事者　午後10時00分から午前5時00分（年間を通じて毎日）
- （4）日中支援従事者　午前9時00分から午前11時00分（土日祝日を除く）

【運営基準】世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な人員を確保する必要がある。

→夜勤にて夜間支援を行う事業所においては、夜間支援を行う時間帯の勤務時間を世話人及び生活支援員の常勤換算に算入することは不可。日中支援従事者も同様。

3 緊急時の対応は、365日・24時間体制とします。

緊急の場合は、以下のいずれかに連絡願います。

- 【法 人 本 部】 0162-24-0559  
【ぼぶら事務室】 0162-73-4001  
【ぼぶら公衆電話】 0162-24-9098  
【職員携帯電話】 090-3115-0658 菅原 貴（すがわら たかし）  
　　　　　　　　　090-8427-2766 木村 晃知（きむら あきとも）  
【法人本部メール】 npo\_seishin@eos.ocn.ne.jp  
【ぼぶらメール】 npo\_poplar@tuba.ocn.ne.jp

### 第4章 指定共同生活援助の主たる対象者および定員

#### (主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は、知的障害者、精神障害者です

#### (入居者の定員)

第7条 共同生活住居に入居できる定員は7名です。

## 第5章 指定共同生活援助の内容及び利用料その他費用の額

### (サービス提供の内容)

第8条 入居者の方々に提供するサービスの内容は次の通りです。

#### (1) 住居の提供

- ① 居室は個室で面積7.5畳（洋室。クローゼット含まず。）、電磁調理器付きミニキッチンが備え付けられています。（安全確保のため電磁調理器は午後9時から午前5時の間は使用できません。）
- ② 居室の他に、共同の居間兼食堂「みんなの部屋」、台所（食堂と一体）、トイレ（男女別トイレ2カ所）、風呂・脱衣場（男女別2カ所）、共同洗面所（1カ所）、洗濯室（洗濯機と乾燥機が各2台。それぞれコイン式です。）、公衆電話。
- ③ 建物全体が集中暖房方式です。

#### (2) 食事の提供

朝食の提供はありません。（自炊等で対応願います。）

昼食及び夕食については「希望制」で、月曜日～金曜日に提供します。（土曜・日曜・祝日、食事納入業者が休業又は配達が困難な日の提供はありません。）

#### (3) 世話人による支援

#### (4) 生活支援員による支援（個別支援計画上及び障害支援区分上必要とされる者のみ）

#### (5) 夜間支援従事者による支援（個別支援計画上必要とされる者のみ）

#### (6) 日中支援従事者による支援

日中活動が困難な場合、又は心身の不調等により日中活動を休んだ場合、必要な支援を行います。（土曜日・日曜日・祝祭日・日中活動先の休業日を除く。）

#### (7) 日常生活の援助

事業所職員が、人間関係、身辺整理、服薬、金銭出納に関する助言等、行政等への提出物の作成や手続き等に関する助言や支援など日常活動に必要な援助を行います。

#### (8) 利用者自治会及び利用者自治会が主催で開催される行事等への援助

### (利用料等)

第9条 契約者が支払う法定自己負担金の日額は厚生労働省が定める額の1割とします。

ただし、1ヶ月の法定自己負担金は、障害者総合支援法に基づき稚内市が「訓練等給付費支給決定書兼入居者負担減額・支給決定書兼入居者負担減額・免除等入居者負担上限額決定通知書」で入居者毎に定めた月額を超えない額とします。

2 前項に加え、入居者が第8条に定めたサービスを受ける為の利用料（以下「利用料」という。）は以下のとおりです。なお、入居者が生活保護受給者あるいは市町村民税非課税世帯の者で、市町村から家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とします。

- ①家賃 月額30,000円（ただし、特定障害者特別給付費が支給される者は20,000円）
- ②食材費 昼食：一食470円、夕食：一食540円（いずれも希望者のみ）

3 前項に定めたものの他、入居者が負担すべきと判断される光熱水費および日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用、行事費、ガイドヘルプ費（以下「その他利用料」という。）を徴収します。

## 第6章 サービス利用にあたっての留意事項

### (契約期間)

第10条 本契約の有効期間は、別紙「利用契約書」において定めた期間までとします。

### (利用料の支払い方法等)

第11条 共同生活住居の利用に際して係る法定自己負担金、利用料、その他利用料（以下「利用料等」という。）の支払い方法は以下の通りです。

#### 1 利用料等の支払い

##### (1) 法定自己負担金

第9条1項に定められた法定自己負担金は、利用料とともに事業者に支払うものとします。

##### (2) 利用料

第9条2項に定められた利用料に関する留意事項は以下のとおりです。

###### ①家賃

(ア) 利用開始月の家賃は、月の途中であっても月額30,000円いただきます。

(特定障害者特別給付費が支給される方は20,000円)

また、利用終了月の家賃は、月の途中であっても月額30,000円いただきます。

(特定障害者特別給付費が支給される方は20,000円)

(イ) 入院もしくは帰省等により利用休止（以下、「利用休止」という。）となった場合であっても、その期間中は家賃を支払わなくてはなりません。

###### ②食材費

(ア) 実績に応じて請求いたします。

(イ) 下記のとおり、入居者の都合によりキャンセルした場合は請求いたします。

○昼食は、前日の夜(17:00)以降にキャンセルした場合

○夕食は、前日の夜(17:00)以降にキャンセルした場合

(ウ) 物価の変動に伴いやむを得なく値上げする場合は、遅くとも1ヵ月前にお知らせした上で改正いたします。

##### (3) その他利用料

入居者もしくは契約者は第9条3項に定められたその他利用料を、法定自己負担金 及び 利用料とともに事業者に支払うものとします。なお、行事費およびガイドヘルプ(同行)費については費用が発生した時点で、隨時徴収いたします。

###### ①光熱水費

当該前月に係った費用の総額を当該前月の利用者数（利用休止の利用者も含む）で除した金額とします。

###### ②日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用

当該前月に係った費用の額を当該前月の利用者数（但し、予め当該費用を負担することに同意した者に限る）で除した金額です。

**③行事費**

事業所が実施する行事等において利用者個人が負担すべきと判断される費用です。

**④ガイドヘルプ(同行)費**

「障害者総合支援法に基づく介護給付から給付されるサービス外」の同行サービス費用です。

## 2 利用料等の締め日・支払い等

**(1) 法定自己負担金及び利用料等の締め日**

第9条1項から3項に定めた「締め日」は末日とします。

(1日から末日を1ヶ月とみなす。)

**(2) 請求書の発行**

当法人は、請求書を毎月1日に契約者へ発行します。

**(3) 支払い日**

契約者は、この請求を受け、10日以内に利用料を支払わなければなりません。

**(4) 支払い方法**

支払い方法は、世話人への現金手渡しを原則としますが、長期休止のために手渡しができない場合、又は利用料等を遠隔地に暮らす家族等が支払ってくれる場合は、当法人が指定する銀行口座に振り込んでもかまいませんが、その際の銀行振込手数料はご負担願います。

### (利用料金の変更)

第12条 第9条第1項に定めた法定自己負担金に変更があった場合、事業者は変更することができるものとします。

2 第9条第2項に定めた利用料については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、第1項及び第2項に同意することができない場合には契約を解除することができます。

### (金銭等の管理)

第13条 事業者は、入居者の日常生活に必要な金銭の保管管理について入居者と別途『預り金契約』を締結した場合を除き、入居者の現金を預かりません。

2 入居者が自身で日々の金銭管理が困難なため当該入居者名義の通帳又は銀行口座の届出印鑑のいずれかを事業者に預け、定期的な金銭管理又は助言等を求める場合、事業者は利用者に「申出書」の提出を求めます。

なお、事業所はいかなる場合も当該入居者名義の通帳と銀行口座の届出印鑑の双方同時、又はキャッシュカードを預かることはいたしません。

3 前3項の他、当該入居者名義の不動産や有価証券その他財産の管理は一切行いません。

### (事業者の義務)

第14条 事業者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

### (医療機関等との連携)

第 15 条 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、サービス提供体制の確保および入居者の疾病、負傷等に備え、適時に診断、夜間における救急時の対応、治療その他の必要な措置が受けられるよう医療機関との連携づくり努めます。

#### 【協力医療機関】

- 市立稚内病院（精神神経科・医療支援相談室及び分室）
- 医療法人社団 凜誠会 クリニック森の風（内科）

#### 【協力歯科医療機関】

※当事業所では定めていません。

### (新規入居時の手続き)

第 16 条 事業者は、契約者に対し、予め、利用料、運営の概要、世話人の勤務の体制、その他入居者の援助の提供に係る重要事項を記した文書を交付して説明を行い、契約者の同意を得て、書面によって契約を締結するものとします。

2 事業者は、契約締結に際し、医師により入居時の留意事項が記載された意見書の提出を求める場合があります。

3 事業者は、入居の開始に際し、稚内市長に開始の報告をします。なお、その際に、前項の意見書の写しを提出する場合があります。

4 事業者は、入居の終了に際し、稚内市長にその終了の報告を提出します。

### (守秘義務等)

第 17 条 事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。なお、この守秘義務は、利用契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 入居者に係る他の事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又は入居者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### (地域との連携等)

第 18 条 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

2 事業所は、「地域連携推進会議」を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

3 事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が共同生活援助事業所を見学する機会を設けます。

4 事業所は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者	管理者 菅原 貴
-------------	----------

- ② 成年後見制度の利用支援

- ③ 苦情解決体制の整備

第 29 条 (苦情処理) を参照願います。

- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

### (身体拘束の禁止)

第 20 条 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

### (入居者の施設利用上の注意義務等)

第 21 条 入居者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 入居者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己費用により現状復旧するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### (事業者の義務違反による損害賠償責任)

第 22 条 事業者は、「利用契約書」に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

なお、第 17 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前 1 項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ、以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (イ) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (ウ) 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (エ) 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

**(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)**

第 23 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

**(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)**

第 24 条 契約者は、以下に基づく契約の終了がない限り、本書及び「利用契約書」に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (ア) 入居者が死亡した場合
- (イ) 国が示した共同生活住居入居者としての前提条件が満たされなくなった場合
- (ウ) 入居者または他の入居者の生命または身体を保護する上で身体拘束が必要となった場合
- (エ) 入居者が共同生活住居での生活が困難であると医師に診断された場合
- (オ) 第 25 条（契約者からの中途解約）、第 26 条（契約者からの契約解除）、第 27 条（事業者からの契約解除）に従い契約が解約又は解除された場合
- (カ) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (キ) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (ク) 事業所が事業指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

2 事業者は、前項の（イ）から（エ）により契約が終了する場合には、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

**(契約者からの中途解約)**

第 25 条 契約者は、契約の有効期間中、利用契約を解約することができます。

この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 1 カ月前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、契約を即時に解約することができます。

- (ア) 第 12 条 3 項に従い契約を解約する場合
- (イ) 入居者が緊急入院し、かつ、医師から今後共同生活住居での生活が困難と診断された場合

### (契約者からの契約解除)

第 26 条 契約者は、事業者もしくは従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、契解除することができます。

- (ア) 事業者もしくは従業員が正当な理由なく本契約に定めるサービス提供を実施しない場合
- (イ) 事業者もしくは従業員が第 17 条に定める守秘義務に違反した場合
- (ウ) 事業者もしくは従業員が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (エ) 他の入居者が当該入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (事業者からの契約解除)

第 27 条 事業者は、入居者又は契約者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- (ア) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (イ) 契約者による、第 11 条 2 項に定める利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (ウ) 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (エ) 共同生活住居の施設や設備等を損傷する行為、従業員に対し暴力等を反復したとき
- (オ) 入院治療や身体拘束等が必要となる等事業者が自らサービスを提供することが困難となったとき

### (精算)

第 28 条 第 24 条 1 項の (イ) から (カ) により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 22 条 2 項、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

## (苦情処理)

第 29 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情は、以下の苦情申立窓口で受付しております。

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所では、相談・苦情に対する窓口として、相談及び苦情処理の担当者を置いております。

なお、担当者が不在の時は基本的な事項については職員全員が対応でき、担当者に対応の状況を隨時引き継いでおります。

また、苦情等の処理を円滑かつ迅速に行うための処理体制や手順を整えているとともに、苦情が出ない良質なサービス提供、各サービス事業者との情報交換、入居者の状況把握、入居者及びその家族等との信頼関係づくりなどに努めています。

なお、当事業所では、現在、第三者委員を選任しておりません。

### (相談窓口)

担当者 グループホームめぞん・ぱくら  
サービス管理責任者 木村 晃知（きむら あきとも）  
所在地 稚内市はまなす2丁目12番5号  
電話番号 0162-73-4001  
ファックス番号 0162-73-4621  
受付日時 月曜日から日曜日 午後19時00分～午前22時00分

### (苦情窓口)

担当者 特定非営利法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議  
理事長 菅原 貴（すがわら たかし）  
所在地 稚内市緑6丁目16番9号  
電話番号 0162-24-0559  
ファックス番号 0162-24-0559  
受付日時 月曜日から日曜日 24時間

### (苦情受付箱)

苦情受付箱は当事業所内（みんなの部屋）に設置されています。

### (その他の相談・苦情窓口)

担当者 稚内市役所生活福祉部社会福祉課  
所在地 稚内市中央3丁目13番15号  
電話番号 0162-23-6161（代表）  
受付日時 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

## (身元引受人（保証人）)

第 30 条 事業者は、契約締結時に入居者に対し、身元引受人（保証人）の設定を求めます。

2 事業者は、入居者の心身の状況および言動等に変化があったときは速やかに身元引受人に通知します。

3 身元引受人は、次の責任を負います。

- (ア) 入居者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう事業者に協力していただきます。
- (イ) この契約が終了した場合、適切な移転先の確保等について事業者に協力していただきます。
- (ウ) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺品の引き受けその他必要な措置をとっていただきます。
- (エ) 契約者が、第11条2項に従った事業者に対する支払いができず、かつ、3か月を超えて滞納した場合、第17条2項に従い自己費用による現況復旧、又は相当の代価を支払うことができない場合など、契約者が契約者として果たすべき責任が負うことができない場合は保証人が、また、保証人が保証人として果たすべき責任を負うことができない場合は、その法定相続人が代わって責任を負うものとします。

4 身元引受人（保証人）の変更等が発生した場合、契約者は事業者に対し、変更等の日、変更等の内容及び事由を記載した「身元引受人変更等申出書」を提出することにより可能とします。

#### （協議事項）

第31条 本書及び「利用契約書」に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

## 第7章 緊急時等における対応方法

#### （緊急時の対応）

第32条 従業員は、サービスの実施中に、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医あるいは医療機関、入居者本人やご家族等から提示された緊急連絡先に連絡し適切な措置を行います。

医療機関	市立稚内病院（精神神経科・医療支援相談室及び分室） 医療法人社団 凜誠会 クリニック森の風（内科）
相談機関	稚内市基幹相談支援センター 社会福祉法人稚内市社会福祉協議会 障がい福祉相談センター 相談支援事業所ぽっぽ

2 病状やケガ等が重度の場合、もしくは原因等が特定できない場合については、速やかに救急隊（119番）の出動を要請いたします。

3 事業所の事故報告を受け、法人理事者が重大な事故等と判断した場合、事業所内部に法人役員もしくは法人事務局長を委員長とする「事故原因調査委員会」を設置し事故原因の調査を行なうとともに、速やかにその結果を法人理事者および利用契約者に報告いたします。

4 法人の過失により、入居者の身体や財物に損害を与えた場合、人格権を侵害した場合は入居者及び利用契約者に対し誠意を持って対応するとともに、当法人が加入する賠償責任保険の範囲内で保障いたします。

5 管理者が連絡用の携帯電話を所持し、24時間体制にて緊急時に対応します。

## 第8章 非常災害対策

### (非常災害対策)

第33条 サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講じます。また管理者及び防火管理責任者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

2 非常災害に備え、消防法に準じ避難訓練、機器等の点検を行います。

### (感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第34条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- ② 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施します。

### (業務継続計画の作成)

第35条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

## 第9章 その他運営についての留意事項

### (職員研修等)

第34条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備いたします。

- ① 施設内職員研修の計画と実施（緊急時の処置と対応等）
- ② 関係機関・団体等が主宰する研修への参加及び研修図書の購入

### (第三者評価)

第35条 当事業所では、提供するサービスの「第三者評価」は実施しておりません。

### (賠償責任保険加入)

第36条 事業を運営する中で、当法人の過失による事故等により、入居者もしくは利用契約者から法律上の賠償責任を求められた場合に備え、賠償責任保険に加入しております。

### **(重要事項の説明と同意)**

第 37 条 当事業所では、共同生活住居の利用開始に際し、入居者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他必要事項を文書にて説明を行い、同意を得ます。

2 前項に加え、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他必要事項に変更があった場合は、速やかに入居者またはその家族に対し、文書にて説明を行い、同意を得ます。

### **(契約期間)**

第 38 条 前条第 1 項に基づき事業所が重要事項の説明を行い契約者から同意を得た後、事業者と契約者の間で書面をもって契約（以下「利用契約書」という。）する場合の契約有効期間は、利用契約書に記載されたサービス利用開始日から利用についての訓練等給付費の支給期間満了日（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」の訓練等給付費支給決定内容「共同生活援助」欄に記載された「支給決定期間」の満了日）までとします。

2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練等給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間、契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。

ただし、第 25 条（契約者からの中途解約）、第 26 条（契約者からの契約解除）、第 27 条（事業者からの契約解除）により契約が解除された場合は、契約は終了するものとします。

この重要事項説明書は令和7年4月1日から（□施行された □施行される予定の）当事業所の運営規程に基づいて作成されております。

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

この重要事項説明書に基づき甲が乙に対し説明した証として、以下の部数を作成し、記名、捺印の上、作成し、それぞれで保管する。

- 甲（事業者）・乙1（入居者／契約者）の場合は2部
- 甲（事業者）・乙1（入居者／契約者）・乙3（身元引受人）の場合は3部
- 甲・乙1（入居者）・乙2（契約者）・乙3（身元引受人）の場合は4部

事業所（甲）は、乙1に対するサービスの提供開始にあたり、本書を基に重要事項を説明いたしました。

（甲）特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

理事長 菅原 貴

（印）

事業所名 グループホームめぞん・ぽぷら

住 所 稚内市はまなす2丁目12番5号

説明者 菅原 貴 木村晃知

（印）

私（乙）は、本重要事項説明書を基に、甲から重要事項の説明を受けました。

（乙1）入居者（契約者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（印）

※契約者が別にいる場合は押印の必要なし

（乙2）契約者（入居者と契約者が異なる場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（印）

（乙3）身元引受人（保証人）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（印）